

議案第4号

大網白里都市計画事業大網駅東土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里都市計画事業大網駅東土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月3日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里都市計画事業大網駅東土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

大網白里都市計画事業大網駅東土地区画整理事業施行に関する条例（平成15年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第5条中「大網3番地2（大網白里市役所第2分庁舎内）」を「大網115番地2（大網白里市役所内）」に改める。

第26条中第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、同条第7項中「者は」の次に「、あらかじめ市長に申請した場合には」を加え、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 前項の規定により清算金を繰り上げて納付する場合の利子は、その繰り上げて納付する日までの日割計算により算定した額とする。

第26条中第6項を第7項とし、同条第5項中「交付額の総額」の次に「（利子を除く。）」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項の規定により清算金を分割徴収する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日における財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条に規定する財政融資資金をいう。）の貸付金（当該貸付金の貸付条件が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める条件の全てに該当するものに限る。）の利率（当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率）とし、第1回の分割徴収すべき期日の翌日から付するものとする。

- (1) 金利方式 固定金利方式
- (2) 元利金の支払方法 元金均等半年賦償還
- (3) 償還期間 5年以内
- (4) 据置期間 なし

附 則

この条例は、公布の日から施行する。